

静岡県告示第 536 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月2日

静岡県知事 鈴木康友

1 中型まき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	統数
いわし2そうまき網漁業	稲取埼から正東の線以北の静岡県海面	周年	定めなし	5トン以上、40トン未満	神奈川県内に住所を有し、かつ、その船舶につき、神奈川県知事による中型まき網漁業の許可を受けている者	1
かつお、まぐろ2そうまき網漁業	稲取埼から正東の線以北の静岡県海面	5月1日から8月31日まで	定めなし	5トン以上、40トン未満	神奈川県内に住所を有し、かつ、その船舶につき、神奈川県知事による中型まき網漁業の許可を受けている者	4

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年8月9日から同年8月24日まで

(3) 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。